

○山梨県警察インターンシップ実施要領

〔平成23年5月25日〕
通達（務人）第40号

第1 趣旨

この要領は、山梨県警察（以下「県警」という。）が実施するインターンシップに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

「インターンシップ」とは、第3の学生等に対し、警察署における就業体験の機会を設けることによって、当該学生等の就業意識の向上を図り、警察業務に対する理解を深めさせることをいう。

第3 対象者

インターンシップの対象者は、県内に所在する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の学生又は生徒（以下「学生等」という。）とする。

第4 実施体制

1 総括実習責任者

- (1) 警察本部に、実習の円滑な実施を図るため統括実習責任者を置き、警務部警務課長をもって充てる。
- (2) 総括実習責任者は、受入先の警察署長及び大学等の代表者との連絡調整に当たる。

2 総括実習指導者

- (1) 総括実習責任者は、警務部警務課人事担当課長補佐を総括実習指導者に指定するものとする。
- (2) 総括実習指導者は、総括実習責任者の任務を補佐するものとする。

3 実習責任者

- (1) 警察署に、実習の円滑な実施を図るため実習責任者を置き、警察署長をもって充てる。
- (2) 実習責任者は、警察署の受入体制を確立するとともに、実習計画書を策定する。

4 実習指導者

- (1) 実習責任者は、警察署の警務課長を実習指導者に指定するものとする。
- (2) 実習指導者は、実習責任者の任務を補佐するとともに、総括実習指導者及び大学等との連絡調整に当たるほか、実習の円滑な実施を図るため、5の実習担当者との連絡調整に当たるものとする。

5 実習担当者

実習責任者は、所属の巡査部長以上の階級にある警察官を実習担当者に指定し、個別の実習について指導を行うものとする。

第5 学生等の受入れ

- 1 実習責任者は、管轄地域に所在する大学等の代表者からインターンシップ学生等（以下「実習生」という。）の受入れ要望があった場合には、当該代表者に対し、山梨県警察インターンシップ実習生受入申請書（第1号様式）及び山梨県警察インターンシップ実習生個人票（第2号様式）の作成及び提出を求めるものとする。この場合において、実習責任者は、当該代表者に対し、本制度の趣旨について十分な説明を行うものとする。
- 2 実習責任者は、総括実習責任者と協議し、実習生の受入れ及び受入数を決定するものとする。ただし、希望者が受入数を超える場合等には、その都度総括実習責任者と協議するものとする。
- 3 2の定めにより実習生の受入れを決定した場合は、実習責任者は、山梨県警察インターンシップ実習生決定通知書（第3号様式）により当該代表者に通知するものとする。

第6 実習期間

実習期間は、原則として5日以内とする。

第7 実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、実習責任者が別に定めることができる。

第8 実習内容

実習内容は、警察署、交番及び駐在所における警察業務の見学、交通安全・防犯活動、犯罪被害者支援等における広報活動など、危険を伴わない業務とする。

第9 報酬等

県警は、実習生に対して、報酬・賃金、交通費、食費等の負担は行わない。

第10 協定書の締結

実習責任者及び大学等の代表者は、インターンシップの実施に関し、山梨県警察インターンシップ実施に関する協定書（第4号様式）を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

第11 服務義務

実習生の服務規程は、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事しなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、法令を遵守するとともに、実習責任者、実習指導者及び実習担当者

の指導及び指示に従わなければならない。

(3) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。
実習終了後も同様とする。

(4) 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、事前又は事後に実習指導者を經由して実習責任者にその旨を連絡しなければならない。

第12 誓約

- 1 実習責任者は、実習生から誓約書（第5号様式）を提出させるものとする。
- 2 大学等の代表者は、実習生に対し誓約の遵守について指導を徹底するものとする。

第13 実習の中止

- 1 実習責任者は、次のいずれかに該当すると認められるときは、総括実習責任者と協議の上、実習を中止することができる。
 - (1) 実習生が、第11に定める服務義務に反する行為を行ったとき。
 - (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあると判断したとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- 2 実習責任者は、1の定めにより実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

第15 その他

この要領に定めるほか、山梨県警察インターンシップに関する必要な事項は、総括実習責任者が別に定める。

第16 実施年月日

この要領は、平成23年6月1日から実施する。

山梨県警察インターンシップ実習生受入申請書

年 月 日

警察署長 殿

教育機関所在地
教育機関名
代表者の職名・氏名

インターンシップの受入れについて、次のとおり申請します。

記

1 学生の氏名等

氏名（フリガナ）	学部・学科等	整理番号

2 教育機関におけるインターンシップ取組状況

単位認定	事前学習	学内発表	保険の加入状況	インターンシップ参加に当たり配慮すべき事項
有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 傷害保険 <input type="checkbox"/> 賠償責任保険	

3 教育機関におけるインターンシップ担当者（又は就職指導担当者）

所属	フリガナ
職名	氏名
所属所在地 等連絡先	〒 —
	電話番号 e-mail
緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他

第2号様式

山梨県警察インターンシップ実習生個人票

整理 番号	フリガナ	性別	生 年 月 日		
	氏 名	男	昭和		
		女	平成 年 月 日 () 歳		
教育機関	大学	学部	学科	学	
	大学院	研究科	専攻	年	
	高等学校				
学生の住所 等連絡先	〒 ー				
	電 話 番 号				
	携帯電話番号		e-mail		
インターンシップを希望した理由・実習に向けての抱負、自己PR等					
資格・特技等					

第3号様式

山梨県警察インターンシップ実習生決定通知書

年 月 日

教育機関名

代表者の職名・氏名

警察署長 印

年 月 日付けで申請のあったインターンシップ実習生の受入れについては、
次のとおり決定したので通知します。

記

フリガナ 氏名	学部・学科

第4号様式

山梨県警察インターンシップ実施に関する協定書

実施警察署長（以下「甲」という。）と教育機関（以下「乙」という。）の間において、山梨県警察インターンシップの実施について、以下のとおり協定する。

第1 実習生の受入れ

甲は、乙に所属する学生等の就業意識の向上及び警察業務に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生等を実習生として受け入れるものとする。

なお、甲が乙から受け入れる実習生及び実習期間は甲が定める手続により決定するものとする。

第2 実習期間及び実習時間

実習生が実習を行う期間は原則として5日以内とし、実習時間は原則として月曜日から金曜日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、甲が別に定めることができる。

第3 実習内容

実習内容は、危険を伴わない業務とし、甲が計画するカリキュラムによるものとする。

第4 報酬及び費用弁償

甲は、実習生に対して、報酬・賃金、交通費、食費等の負担は行わない。

第5 実習生の服務義務

- 1 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。
- 2 実習生は、実習時間中、法令を遵守するとともに、実習責任者、実習指導者及び実習担当者の指導及び指示に従わなければならない。
- 3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後も、また同様とする。
- 4 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、事前又は事後に実習指導者を經由して実習責任者にその旨を連絡しなければならない。

第6 誓約

実習生は、誓約書を甲に提出しなければならない。また、乙は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

第7 実習の中止

- 1 甲は、次のいずれかに該当すると認められるときは、警務部警務課長と協議の上、実習を中止することができる。
 - (1) 実習生が、第5に定める服務義務に反する行為を行ったとき。
 - (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- 2 甲は、1の定めにより実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

第8 事故責任等

乙及び実習生は、実習生が故意又は過失による行為により、県警又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらの行為に対して連帯して責任を負わなければならない。

第9 災害等の補償

実習期間中における災害等については、乙及び実習生において処理する。

第10 実習の証明

甲は、乙から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

第11 その他

- 1 本協定は締結の日から発効するものとし、有効期間は締結した日が属する年度末とする。
- 2 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所

警察署長

階級

氏名

印

乙 住所

教育機関名

代表者の職

氏名

印

誓約書

年 月 日

警察署長 殿

教育機関名

学 部 名

学 科 名

氏 名（学生直筆署名） 印

私は、山梨県警察インターンシップの実習を受けるに当たり、次の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 実習期間中は、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 実習期間中は、法令を遵守するとともに、実習責任者、実習指導者及び実習担当者の指導及び指示に従います。
- 3 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしません。実習終了後においても同様とします。
- 4 病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、事前又は事後に実習指導者を經由して実習責任者にその旨を連絡します。
- 5 実習中の事故に関しては自らの責任で対応します。また、1から3までの事項に反する行為をした場合には、山梨県警察及び第三者に対し自ら責任を負います。